

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
<p>1 診療に関する事項</p> <p>(1) 診療録等 ① 診療録</p>	<p>○診療録の記載に当たっては次の点に留意すること。</p> <p>・診療録は保険請求の根拠であることを認識し、診療を担当した歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要な事項の記載を十分に行うこと。</p>	42
<p>(1) 診療録等 ① 診療録</p>	<p>○パソコン等、OA機器により診療録を作成する場合は、さらに次の点に留意すること。</p> <p>・「診療録等の記載方法等について(昭63.5.6 歯12)」等の関連通知に従い、作成の基礎となった情報の管理体制に十分留意した上で保険医の責任のもとで作成し、診療の都度、紙媒体に印字した診療録の記載内容に誤りがないことを必ず保険医が確認して署名又は記名押印を行うこと。</p> <p>・いわゆるレセコン(レセプトコンピュータ)による診療録の作成は、筆記具である「ペン」を単に「ワープロ」に持ち替えたことだけのことであるため、保険診療においては、診療後に毎回必ずプリントアウトして、その記載内容を担当保険医が確認した上で署名又は記名押印して、はじめて診療録の記載が完結したこととなる取扱いであることに留意すること。</p>	24 25

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
<p>1 診療に関する事項</p> <p>(1)診療録等 ①診療録</p>	<p>○診療録第1面の記載について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1口腔単位でなく診療の都度に傷病名が追加されている。 ・主訴、傷病名、初診時の口腔内所見、開始、終了及び転帰に係る記載がない又は不十分。 ・再度の初診時における診療録第1面の記載及び取扱いが不適切。 ・略称病名(P、C又はPer)で病態に係る記載がない。 	<p>16</p> <p>22</p> <p>5</p> <p>5</p>
<p>(1)診療録等 ①診療録</p>	<p>○診療録第2面の記載について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状・所見・処置内容・指導内容・検査結果・治療方針・点数・連合印象の使用材料名・歯内療法時の使用薬剤名・麻酔時の使用薬剤名・麻酔時の薬剤使用量の記載がない、不十分又は画一的。 	<p>47</p>

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
<p>1 診療に関する事項</p> <p>(1)診療録等 ①診療録</p>	<p>○診療録の記載方法、記載内容について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払機関で査定された内容について訂正を行っていない。 ・診療行為の手順と異なる記載がある。 ・手書きでの加筆部分が見られたが、記載時期が不適切。 ・訂正又は追記した者及び日時が不明である。 ・保険医療機関の責務として診療録上で診療実日数及び合計点数の月締めを行い診療録に記載するとともに、レセプトとの突合確認に活用すること。 	<p>8</p> <p>11</p> <p>8</p> <p>19</p> <p>7</p>
<p>(1)診療録等 ①診療録</p>	<p>○歯科医師法及び療養担当規則で歯科医師及び保険医に診療録の記載を義務づけている法的意義及び重要性を十分理解すること。</p>	<p>22</p>

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
1 診療に関する事項 (1) 診療録等 ② 歯科技工指示書等	○ 歯科技工指示書の記載内容(設計・作成の方法・使用材料・歯科医師の氏名及び医療機関の所在地・歯科技工所の名称及び所在地)に不備が見られたので、改めること。	20
(2) 基本診療料 ① 初診料、再診料等	○ 初診時に歯科パノラマ断層撮影・歯周病検査・歯科疾患管理料が主訴等に関係なく傾向的に算定されているので、必要性を勘案のうえ取り扱うこと。	6
(3) 医学管理料等	○ 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・治療・管理計画が策定されていない。 ・管理計画に患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等)、口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)、検査結果等の要点、治療方針の概要等継続的な管理を行う上で必要な事項が含まれていない。 ・診療録に管理内容の要点・患者に説明した内容の要点・管理計画の変更内容に係る記載がない、不十分又は画一的。	5 36 17

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
<p>1 診療に関する事項</p> <p>(3)医学管理料等</p>	<p>○歯科疾患管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書提供加算について、患者にとって有益な個別具体的内容が情報提供されていない。 ・長期管理加算について、長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容(患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点)について、記載がない又は不十分。 	<p>7</p> <p>19</p>
<p>(3)医学管理料等</p>	<p>○歯科衛生実地指導料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供文書に記載すべき指導等の内容・口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む)・歯科医師の氏名・指導を行った歯科衛生士の氏名について、記載がない又は不十分。 	<p>7</p>
<p>(3)医学管理料等</p>	<p>○新製有床義歯管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。 ・有床義歯の管理に係る文書に記載すべき内容(欠損の状態・指導内容等の要点)について、記載がない又は不十分。 	<p>6</p> <p>14</p>

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
1 診療に関する事項 (4)画像診断	○歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影及び歯科用3次元エックス線断層撮影について、診療録への所見記載がない、不十分又は実態と異なっている。	35
(4)画像診断	○歯科エックス線撮影・歯科パノラマ断層撮影において、不鮮明・コーンカット・異物の写りこみがあり診断に利用できないものが見られたので、改めること。	7
(4)画像診断	○診断、治療に必要な部位が撮影されていない歯科エックス線撮影が見られたので、改めること。	5
(4)画像診断	○必要性の乏しい歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影が見られたので、改めること。	8
(5)投薬等 ①投薬	○医薬品医療機器等法の承認事項(適応(効能・効果)、用法(用法・用量))からみて、次の不適切な投薬が見られたので、改めること。 ・過剰投与、適応外投与	13

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
1 診療に関する事項		
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方(令和2年3月 日本歯科医学会)」を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。	51
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○歯周病に係る症状、所見等の診療録記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確であるので、改めること。	22
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○治癒の判断、治療計画の修正等を的確に行っていないので、改めること。 ・歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している又は補綴治療に着手している例が見られた。	42
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○歯周病検査について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯周ポケット測定及び歯の動揺度検査の結果記載が不適切な歯周基本(精密)検査。 ・プロービング時の出血の有無の検査、歯の動揺度検査及びプラークチャートを用いたプラークの付着状況検査の結果記載がない歯周精密検査。	7 6
(6) 歯周治療 ②処置、手術等	○検査結果及び画像診断所見等から判断して、必要性の認められないスクレーリング又はスクレーリング・ルートプレーニングを算定している。	5

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
1 診療に関する事項 (6) 歯周治療 ② 処置、手術等	○機械的歯面清掃処置について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯科衛生士が実施した場合に歯科衛生士の氏名が診療録に記載されていない。	6
(6) 歯周治療 ② 処置、手術等	○歯周病安定期治療について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・診療録に実施した個別具体的処置内容の記載がない、不十分又は画一的。	6
(7) 処置等 ① 歯内療法	○加圧根管充填処置について、次の例が見られたので、改めること。 ・歯科エックス線撮影で緊密な根管充填が行われていることを確認していない。	7
(7) 処置等 ② 除去料等	○除去について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯根の長さの1/3未満の鑄造体の除去を「著しく困難なもの」として算定している。	7
(7) 処置等 ③ その他	○具体的な処置内容が診療録に記載されていない不適切なう蝕処置が見られたので、改めること。	6

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
1 診療に関する事項 (7) 処置等 ③ その他	○歯ぎしりの取扱いについて、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・口腔内装置を用いた治療を行っている場合における客観的な診断所見、診断根拠、症状、所見及び経過等について、診療録への記載がない又は不十分。	11
(8) リハビリテーション	○歯科口腔リハビリテーション料1(有床義歯の場合)について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・診療録に調整方法及び調整部位又は義歯に係る指導内容に係る記載がない、不十分又は画一的。	12
(9) 手術	○難抜歯加算について、画像診断等から判断して、歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等が認められない歯牙に対して算定している不適切な例が見られたので、改めること。	8
(9) 手術	○難抜歯加算について、症状、所見及び手術内容について、診療録への記載がない又は不十分。	5

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
<p>1 診療に関する事項</p> <p>(10) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴</p>	<p>○補綴時診断料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <p>・診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計に係る記載がない、不十分又は実態と異なっている。</p>	23
<p>(10) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴</p>	<p>○有床義歯について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <p>・残根上義歯において、残根歯に対して歯内療法及び根面被覆処置を行っていない又は行えない理由が診療録に記載されていない。</p>	9
<p>(10) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴</p>	<p>○有床義歯について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <p>・有床義歯床下粘膜調整処置について、床下粘膜異常の調整以外の目的(疼痛除去又は床裏装等)に対して算定している。</p> <p>・有床義歯修理について、診療録に破折部位及び具体的な修理内容の記載がない又は不十分。</p>	7 13
<p>(11) 在宅医療 ①歯科訪問診療料</p>	<p>○歯科訪問診療料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <p>・歯科訪問診療の都度、診療録に記載すべき内容(開始及び終了時刻又は歯科訪問診療の際の患者の状態等)を記載していない又は画一的。</p>	7

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象機関数
1 診療に関する事項 (12)保険外診療	○保険診療から保険外診療又は保険外診療から保険診療に移行した場合には、診療録に移行した旨をそれぞれ記載すること。	7
(13)その他	○診療にあたっては、的確な診断のもとに適切な治療計画を樹立して、歯科医学的にも妥当適切な治療を行うこと。	30
2 請求事務等に関する事項 (1)診療報酬請求 ①総論的事項	○診療録とレセプトとの間において診療内容、病名、所定点数又は合計点数が一致していない不適切な例が見られたので、突合確認を保険医により十分に行うこと。	8
(1)診療報酬請求 ①総論的事項	○審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。また、保管、管理についても留意すること。	13
(1)診療報酬請求 ①総論的事項	○被保険者証のコピーを保有することは個人情報保護の観点から好ましくないので行わないこと。	6
(1)診療報酬請求 ②届出事項等	○院内掲示について、次の不適切な事項が見られたので、改めること。 ・個人情報の取扱いについて、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省)を参考に院内掲示を行うこと。	6

【歯科】個別指導における主な指摘事項(令和2年4月～令和3年3月)[個別指導機関数:54]

区分・項目等	指摘内容	指摘対象 機関数
<p>2 請求事務等に関する事項</p> <p>(1) 診療報酬請求 ②届出事項等</p>	<p>○院内掲示について、次の不適切な事項が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届け出している施設基準の掲示がない又は不十分。 ・保険医療機関である旨に関する事項の掲示がない。 ・明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていない又は不十分。 	<p>22</p> <p>8</p> <p>10</p>
<p>(1) 診療報酬請求 ②届出事項等</p>	<p>○次の届出事項に変更があった場合には、速やかに厚生労働省北海道厚生局医療課に届け出る こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医の異動 	<p>7</p>
<p>(2) 一部負担金等</p>	<p>○一部負担金について、次の不適切な例が見られたので、改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の管理が不十分である。 <ul style="list-style-type: none"> ・経過がわかる未収金管理簿が作成されていない。 ・未収、過収及び審査支払機関における査定分がそのまま事後適切に処理されていない。 	<p>6</p> <p>7</p>